平成２４年（フ）第８５７号
東京都羽村市羽加美１丁目30番地２
債務者　内藤　裕一
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８０号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1773番地134
債務者　堀田　理恵
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１３号
栃木県日光市中宮祠2482番地１、住民票上の住所埼玉県草加市瀬崎１丁目７番58号
債務者　髙橋　龍耶
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町96番地19　プラザアリス207
債務者　小森　章弘
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市新里町丁287番地17
債務者　石原ミイ子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1023番地　県営宝木住宅７号棟34号室、前住所宮城県大崎市鳴子温泉字畑山83番地
債務者　佐藤　博行
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６２号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1023番地　県営宝木住宅７号棟34号室、前住所宮城県大崎市鳴子温泉字畑山83番地
債務者　佐藤富美子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７０号
栃木県宇都宮市平松本町1121番地４　コーポセモア102号室
債務者　髙橋　久子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県指宿市開聞仙田2004番地
破産者　下吉まち子
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２６３２号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目15、商業登記簿上の本店所在地福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸３丁目８番10号
破産者　株式会社ジェイ・テックス
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９号
福岡県糸島市前原東１丁目８番40―907号
破産者　株式会社プライン
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５号
北海道函館市花園町21番11号
破産者　有限会社兼松機器
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県丹波市柏原町柏原1022番地
破産者　株式会社武田
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
岡山市北区蕃山町３番30号
破産者　株式会社岡山日日新聞新社
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
秋田県男鹿市野石字上横沢台50番地５
破産者　ティー・ケイ・グリーンズ株式会社
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５号
福島市土湯温泉町字見附25番地
破産者　株式会社観山荘
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５５２号
東京都青梅市天ヶ瀬町1143番地の１青梅ガーデンヒルズＰＡＲＴⅡ102
破産者　小林　　浩
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６４号
相模原市南区磯部1236番地の11
破産者　株式会社東北工業
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９３号
愛知県西尾市熊味町珠弥堂17番地
破産者　株式会社小林興業
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係